様式1

鶴見区　9月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年9月5日	令和8年9月24日	・令和７年度鶴見区運営方針自己評価（年度末振り返り）の実施について（令和８年５月14日起案分） ・令和７年度運営方針自己評価の実施等について（令和８年６月４日起案分） ・令和８年度鶴見区区政会議に係る議事要旨の作成及びその公表について（令和８年７月30日起案分） ・令和８年度鶴見区区政会議に係る議事録の作成及びその公表について（令和８年８月25日起案分）	公開	号	鶴見区役所	総務課（政策推進）
令和8年9月10日	令和8年9月24日	・令和７年度鶴見区運営方針自己評価（年度末振り返り）の実施について（令和８年５月14日起案分） ・令和７年度運営方針自己評価の実施等について（令和８年６月４日起案分） ・令和８年度鶴見区区政会議に係る議事要旨の作成及びその公表について（令和８年７月30日起案分） ・令和８年度鶴見区区政会議に係る議事録の作成及びその公表について（令和８年８月25日起案分）	公開	号	鶴見区役所	総務課（政策推進）
令和8年9月12日	令和8年9月28日	予算事業別調書【区の広聴事業】（令和８年度）の予算編成システムから出力したもの	公開	号	鶴見区役所	総務課（政策推進）
令和8年9月26日	令和8年10月13日	令和７年度区民アンケート調査報告書（市民局実施分）（令和７年11月28日納品分） ・大阪市全体の集計結果 ・鶴見区の集計	公開	号	鶴見区役所	総務課（政策推進）

様式1

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年9月26日	令和8年10月13日	1.この公開請求は令和８年度実施分の区民アンケートに関するものですが、令和７年度実施分の「区政に関する区民アンケート」に関して (1)本調査の実施目的である「施策、事業の見直しや改善に繋げる」ことに関して、回収率が30%程度にとどまる（男女間・年齢層間等に回答率の偏りがある）本調査の結果が、各区における施策や事業の「見直しや改善」の客観的かつ合理的な判断根拠として有効に機能・活用し得ると、市民局（または各区役所）において検討・確認したことが分かる一切の文書。 (2)「令和７年度区民アンケート調査」の実施にあたり、本事業そのものの妥当性、有効性、および目的達成可能性について、実施機関（市民局、区長会議または各区役所）において検証、審議、検討、または確認を行ったことが分かる起案文書、復命書、会議録、打合せメモ、電子メール等を含む一切の文書（※前年踏襲として特段の新規検討を行っていない場合は、予算を要求・編成するプロセスにおいて、本事業の有効性や継続の妥当性を評価・判断したことが分かる一切の文書）。 3.鶴見区は上記のとおり市民局の照会に対して「当アンケート結果を施策評価（達成判定を含む）の主要根拠として単独で用いることには限界があり」などと回答し、不存在決定においては「鶴見区役所において施策や事業の『見直しや改善』の客観的かつ合理的な判断根拠として有効に活用し得るとする検討、確認は行っていない。」などとしています。 この事実と、公開決定（令和８年９月24日付大鶴総第73号）において「令和７年度鶴見区運営方針自己評価（年度末振り返り）の実施について」などを特定することは明らかに矛盾していると思われますが、これが矛盾しないとする根拠（検討・判断経過等）が記載された一切の文書	不存在	号	鶴見区役所	総務課（政策推進）